平成２１年（フ）第５２３号
群馬県前橋市城東町５丁目13番１―404号
債務者　古川はる枝
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５２６号
群馬県前橋市荻窪町918番地２
債務者　吉澤　芳文
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５４６号
群馬県前橋市大友町２丁目３番地31　アサミマンション201号
債務者　雨宮　優子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５５０号
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目1497番地　県営住宅28
債務者　角谷　和吉
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５５７号
群馬県伊勢崎市東小保方町3936番地４　下城貸住宅
債務者　齊藤　光幸
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５６８号
群馬県前橋市下小出町２丁目17番地12エスカイア下小出Ａ―406号
債務者　須田　裕一
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５７１号
群馬県渋川市渋川2067番地24　東町再開発住宅２号棟303号室
債務者　片田　初美（旧姓狩野）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５７３号
群馬県前橋市南橘町７番地　Ｇ―401号
債務者　丸山　文江（旧姓町田）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５７５号
群馬県前橋市総社町３丁目５番地25　αＮＥＸＴ前橋第９―201号
債務者　掛川　寿雄
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５７９号
群馬県前橋市石倉町５丁目15番地７　プログレス303号
債務者　藤岡　恭子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５８０号
群馬県前橋市古市町１丁目９番地７　グリーンコーポ真塩302号
債務者　木下　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７３号
和歌山県東牟婁郡串本町田並1520番地の２
債務者　村上　仁一
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第３９３号
函館市港町１丁目23番21号
債務者　鎌田　一成
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４８４号
函館市富岡町３丁目31番８号
債務者　笠原　和子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４８５号
函館市富岡町３丁目31番８号
債務者　笠原　里美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４８６号
函館市富岡町３丁目16番９号
債務者　稲葉　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４８７号
函館市西旭岡町１丁目30番地３
債務者　澤田　信恵
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２０８号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸1945番地の40
債務者　小田　文子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係